

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沿道 飲食店等を支援するための路上利用に関する要項

この要項は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沿道飲食店等を支援するための緊急措置として、岡山市と沿道飲食店等を運営する事業者又は事業者により構成された団体等とが一体となって取り組む道路の一部を利用した事業の運営について、必要な事項を定める。

(運営主体)

- 1 運営主体は、沿道飲食店等を運営する事業者又は事業者により組織された団体とする。ただし、国道2号、国道30号、国道53号及び国道180号を利用する場合は、事業者により組織された団体のみとする。
- 2 運営主体を構成する事業者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(運営内容)

- 3 この事業は令和5年3月31日までの暫定的な措置であることから、路上利用にあたっては、道路の構造に支障を及ぼさず、かつ、設置する物件は、移動可能なものとする。
- 4 実施する営業活動は、事業者が店舗内で現に行っているものと同一の業種及び営業時間の範囲内とする。
- 5 事業者が飲食物を提供する場合は、衛生管理に十分注意するとともに、店舗内の厨房で調理、盛り付けしたものを提供するものとする。
- 6 事業者が物品販売を行う場合は、公序良俗に反する物品等の販売は行わないこと。
- 7 路上喫煙制限区域では、区域内の道路上での喫煙はさせないこと。
- 8 営業時間終了後は、道路上に設置した物件を必ず店舗内に片付け、運営場所及びその前面の歩行空間の清掃を行うこと。

(運営場所)

- 9 運営場所は、事業者又は事業者と同一の運営主体に属する事業者の店舗の前面とする。
- 10 運営場所は、道路管理者の道路占用の許可及び所轄警察署の道路使用の許可を受けた区域内とする。
- 11 運営場所の前面の歩行空間は、歩道の場合は2.5m、商店街等の場合は3.5m確保するとともに、歩行空間に来店客が立ち止まることを前提とした運営形態にならないよう配慮すること。

(周辺同意等)

- 12 運営主体を構成する事業者が入居する建物又は隣接する建物に、運営主体に属していない事業者等が入居している場合は、当該事業者等の同意を得ること。

(来店客への注意喚起)

- 13 事業者は、上記の運営内容、運営場所等について来店者に周知するとともに、これを遵守させるようすること。

(事故対応)

- 14 事業の実施に伴い事故が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

(参加申込)

- 15 事業への参加を希望する事業者は、参加申込書（様式第1号）を岡山市都市整備局都市・交通部都市企画総務課へ提出するとともに、道路管理者に対し道路占用許可申請を、又、所轄警察署に対し道路使用許可申請をし、それぞれの許可を受けること。

(道路占用料)

- 16 当該事業に係る道路占用料は免除とする。

(その他)

- 17 岡山市が歩行者利便増進道路に指定した路線のうち、利便増進誘導区域として指定した場所、及び都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域に指定した場所は、この事業の対象としない。

- 18 各種法令を遵守するとともに、岡山市担当者から指示があった場合は、その指示に従うこと。

- 19 事業者がこの要項に違反した場合や、参加申込書に虚偽の記載があった場合は、岡山市の支援を取り消すものとする。

- 20 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年7月8日に施行し、令和5年3月31日に廃止する。

附 則

この要項は、令和2年7月27日に施行する。

附 則

この要項は、令和2年11月16日に施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日に施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日に施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日に施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日に施行する。